

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成20年  
4月4日  
(金曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) ..... 三

土地改良事業施行の同意 (農村整備課) ..... 三

道路の区域の変更 (道路整備課) ..... 三

道路の供用の開始 (道路整備課) ..... 三

山口都市計画道路の変更 (都市計画課) ..... 四

小都市計画道路の変更 (都市計画課) ..... 四

海岸保全区域の指定 (港湾課) ..... 四

公告

国土調査の成果の認証 (地域政策課) ..... 六

障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定 (障害者支援課) ..... 六

大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出 (商政課) ..... 七

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) ..... 七

土地改良区役員届出 (農村整備課) ..... 八

県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業 (第三換地区) 換地計画書の縦覧 (農村整備課) ..... 八

下関都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 九

下関都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 九

公安委規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 九

山口県道路交通規則の一部を改正する規則 ..... 九

公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正 ..... 一〇

雑報

争議行為の通知 ..... 一〇

県報の正誤 (昭和五十八年三月二十九日山口県規則第八号ほか一件) ..... 一〇



### 山口県告示第七十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年四月四日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 協和醸酵工業株式会社  
住 所 東京都千代田区大手町一丁目六番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 協和醸酵工業株式会社宇部工場  
所在地 宇部市大字藤曲二五四八番地
- 三 特定施設に関する事項  
種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 ( $m^3$ /時)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 間隔
四七一口	三〇	平成二〇、 五月七	平成二〇、 五月三〇	平成二〇、 六月四	連 続 二 四時間 変動なし

備考 「四七一口」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設をいう。

最終中和槽	排水処理施設		中和処理施設		種類	項目	汚水等の状態値													
	処理後	処理前	処理後	処理前			通	大	通	大										
"	"	"	"	七	三	水素イオン濃度 (水素指数)	常	大	二〇〇	二四三	鉍油類 (mg/l)	大	室	の	素	燃	汚水等の一日当たりの量 (m³)	常	最	
"	九、五	"	"	八、六	四、二	化学的酸素要求量 (mg/l)	常	大	一、五八一	一、六九七	浮遊物質量 (mg/l)	大	室	の	素	燃	汚水等の一日当たりの量 (m³)	常	最	
"	一九・九	三三七	"	"	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	常	大	三三三	二〇〇	浮遊物質量 (mg/l)	大	室	の	素	燃	汚水等の一日当たりの量 (m³)	常	最	
"	三	三七三	"	"	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	常	大	二〇〇	二四三	浮遊物質量 (mg/l)	大	室	の	素	燃	汚水等の一日当たりの量 (m³)	常	最	
"	二〇	九六	"	"	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	常	大	二〇〇	二四三	浮遊物質量 (mg/l)	大	室	の	素	燃	汚水等の一日当たりの量 (m³)	常	最	
"	二五	二二三	"	"	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	常	大	二〇〇	二四三	浮遊物質量 (mg/l)	大	室	の	素	燃	汚水等の一日当たりの量 (m³)	常	最	
"	二	"	"	"	"	鉍油類 (mg/l)	大	室	の	素	燃	汚水等の一日当たりの量 (m³)	常	最						
"	二四	四七二	"	"	"	鉍油類 (mg/l)	大	室	の	素	燃	汚水等の一日当たりの量 (m³)	常	最						
"	三八	七三四	"	"	"	鉍油類 (mg/l)	大	室	の	素	燃	汚水等の一日当たりの量 (m³)	常	最						
"	〇・七	二二・五	"	"	"	鉍油類 (mg/l)	大	室	の	素	燃	汚水等の一日当たりの量 (m³)	常	最						
"	一・九	三〇・八	"	"	"	鉍油類 (mg/l)	大	室	の	素	燃	汚水等の一日当たりの量 (m³)	常	最						
"	六九、八三五	"	"	"	"	鉍油類 (mg/l)	大	室	の	素	燃	汚水等の一日当たりの量 (m³)	常	最						
"	六九、八八五	"	"	"	"	鉍油類 (mg/l)	大	室	の	素	燃	汚水等の一日当たりの量 (m³)	常	最						

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

最終中和槽	排水処理施設	中和処理施設	種類	構造	能力 (m³/日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定 (年月日)	工事完成予定 (年月日)	使用開始予定 (年月日)
"	"	鉄筋コンクリート	能			中和	連続	二四時間	変動なし	(既)		(設)
七四、〇〇〇			三、四〇〇		中和	連続	二四時間	変動なし				

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等		浮 遊 物 質 量 (mg/l)	室 状 態 の 値	汚水等の一日当たりの量 (m³)
	通	大			
四七一口	七	八、六	二六	三〇	二二〇
	常	大	常	大	常
	最	通	最	通	最
	大	常	大	常	大
	一、四一五	一、五三九	二、四六〇	二、五六〇	二二〇
	常	大	常	大	常
	最	通	最	通	最
	大	常	大	常	大
	二、三	二、三	二、三	二、三	二、三
	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九	一、五九
	最	大	最	大	最
	大	常	大	常	大
	一、六二	一、六二	一、六二	一、六二	一、六二
	大	常	大	常	大

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

五 排出水の汚染状態の値及び排出水量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
八・五	七	通常最大	通常最大	七、六〇〇
九、六	九、五	通常最大	通常最大	六九、八三五
五	一九・九	通常最大	通常最大	六九、八八五
三〇	三三	通常最大	通常最大	三七、六〇〇
八	二〇	通常最大	通常最大	
"	二五	通常最大	通常最大	
検出せず	二	通常最大	通常最大	
〇・七	二四	通常最大	通常最大	
五	三八	通常最大	通常最大	
〇・一五	〇・七	通常最大	通常最大	
〇・四	一・九	通常最大	通常最大	

山口県告示第百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十年四月四日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

柳井市土地改良区

油谷河原土地改良区

認可年月日

平成二〇、三、二五

" " 二六

山口県告示第百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成二十年四月四日

山口県知事 二井 関成

市町名

光市

" "

施行地区

光地区

" "

事業の種類

かんがい排水

暗きよ排水

同意年月日

平成二〇、三、一四

" " " "

山口県告示第百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年四月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月四日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道

路線名 新下関停車場稗田線

道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
下関市伊倉新町一丁目五四六地先から同市伊倉本町五二二の一地先まで	新	最狭	四一・八〇	三一・〇	道路改良工事の完了による。
	旧	最狭	二七・〇〇	三一・〇	
下関市伊倉本町六三二地先	新	最狭	四〇・〇〇	三一・〇	道路改良工事の完了による。
	旧	最狭	二七・〇〇	三一・〇	
下関市伊倉新町四丁目六〇七地先から同市同町九一六地先まで	新	最狭	三九・五〇	二八・五	道路改良工事の完了による。
	旧	最狭	二七・〇〇	二八・五	
下関市伊倉新町四丁目九〇一地先から同市同町八八二地先まで	新	最狭	二七・〇〇	三八・五	道路改良工事の完了による。
	旧	最狭	四六・〇〇	三八・五	

下関市伊倉町二丁目一〇二七の四地 先から 同市 同町三〇八の四地先まで	新	旧	道路改良工事の 完了による。
	最狭 三二・〇五	最狭 二八・五	

### 山口県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十年四月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月四日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 新下関停車場 榊田線	下関市秋根西町二丁目九の五地先から 同市伊倉町二丁目一〇四の六地先まで	平成二十年四月四日

### 山口県告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、山口都市計画道路を次のとおり変更した。  
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称  
山口都市計画道路一・四・百一山口宇部線  
山口都市計画道路一・四・百一山口宇部線
- 二 変更の内容  
区域及び構造の変更

### 山口県告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、小郡都市計画道路を次のとおり変更した。  
その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称  
小郡都市計画道路一・四・百一山口宇部線  
小郡都市計画道路三・四・十四長谷線
- 二 変更の内容  
区域及び構造の変更

### 山口県告示第七十九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定に基づき、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成二十年四月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 海岸の名称  
山口県山南沿岸下関港海岸浜浦地区海岸
- (二) 指定区域  
基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七の各点を順次結んだ線及び基点二七、補助点二七の一、二七の二、二七の三、二七の四、二七の五、二七の六、二七の七、二七の八、二七の九、二七の一〇、二七の一一、二七の一二、二七の一三、二七の一四、二七の一五、二七の一六、二七の一七、二七の一八、二七の一九、二七の二〇、二七の二一、二七の二二、二七の二三、二七の二四、二七の二五、二七の二六、二七の二七の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- 点の位置  
基点  
一 下関市長府外浦町三四五八番地の三地先の標柱の位置（北緯三三度五九分〇七秒東経一三〇度五九分一五秒）  
二 基点一から三三度四六分三三秒三・八メートルの点

- 三 基点二から二二度〇七分〇八秒一八七・三メートルの点
  - 四 基点三から二七度二六分五〇秒二六・六メートルの点
  - 五 基点四から三四度四分二九秒三四・〇メートルの点
  - 六 基点五から二四度三分一六秒二二・一メートルの点
  - 七 基点六から二四度五分一五秒三四・八メートルの点
  - 八 基点七から二五度〇五分三七秒九四・三メートルの点
  - 九 基点八から二四度七分〇七秒三三・三メートルの点
  - 一〇 基点九から二七度四分〇六秒三七・七メートルの点
  - 一一 基点一〇から二二度〇八分五五秒一〇五・二メートルの点
  - 一二 基点一一から二六度四分四一秒四三・四メートルの点
  - 一三 基点一二から二六度一分一六秒一九・五メートルの点
  - 一四 基点一三から二〇度五三分四二秒五九・一メートルの点
  - 一五 基点一四から二〇度三分五八秒二五四・〇メートルの点
  - 一六 基点一五から二八度一分四〇秒四三・五メートルの点
  - 一七 基点一六から二二度四分三〇秒五五・九メートルの点
  - 一八 基点一七から二三度三分〇五秒一〇〇・一メートルの点
  - 一九 基点一八から二六度一分二七秒一〇〇・八メートルの点
  - 二〇 基点一九から二三度一分〇八秒二二四・九メートルの点
  - 二一 基点二〇から二四度四分一五秒七五・四メートルの点
  - 二二 基点二一から二四度〇五分一〇秒六八・五メートルの点
  - 二三 基点二二から二七度五分〇秒三三・八メートルの点
  - 二四 基点二三から二三度三分九分〇秒九九・五メートルの点
  - 二五 基点二四から二二度五八分四七秒一四七・二メートルの点
  - 二六 基点二五から二三度〇二分〇八秒一二二・四メートルの点
  - 二七 基点二六から二四度三分〇三秒〇・九メートルの点
- 補助点
- 三の一 基点三から五二度〇七分五七秒一五八・〇メートルの点
  - 四の一 基点四から一五〇度二八分五六秒五二・三メートルの点
  - 八の一 基点八から一三度三〇分四〇秒七八・一メートルの点
  - 一〇の一 基点一〇から一六二度〇七分〇三秒六三・九メートルの点
  - 一二の一 基点一二から一八度四分二秒六一・一メートルの点
  - 一四の一 基点一四から一六九度四分二秒五七六・〇メートルの点
  - 一五の一 基点一五から二六度二八分二九秒五〇・七メートルの点
  - 一八の一 基点一八から二三度五分〇一秒五〇・五メートルの点

二 (一)

- 二〇の一 基点二〇から一四一度四分三七秒五二・〇メートルの点
  - 二二の一 基点二二から一四一度〇八分五〇秒四七・八メートルの点
  - 二七の一 基点二七から一〇七度二七分〇〇秒四七・七メートルの点
- 注 方位は、真方位とする。

(二) 指定区域

山口県山口市南沿岸下関港海岸みもすそ川地区海岸

域 点の位置

- 一 下関市前田二丁目五八二番地の一地先の標柱の位置(北緯三三度五八分二二秒東経一三〇度五七分五四秒)
- 二 基点一から三三〇度五九分一〇秒一・三メートルの点
- 三 基点二から二四〇度四分〇一秒六一・八メートルの点
- 四 基点三から三三八度三分〇九秒一七九・三メートルの点
- 五 基点四から二五度五分一八秒一四九・七メートルの点
- 六 基点五から二五度一分四分四九秒一二二・〇メートルの点
- 七 基点六から三七度〇一分五〇秒四四・二メートルの点
- 八 基点七から二四〇度五八分四三秒六一・七メートルの点
- 九 基点八から二四度五八分五九秒四九・六メートルの点
- 一〇 基点九から二四度四分〇分三八秒五七・六メートルの点
- 一一 基点一〇から二四度三分五二秒五七・七メートルの点
- 一二 基点一一から二八度四分二二秒七五・一メートルの点
- 一三 基点一二から二五度三分九分一秒五二・二メートルの点
- 一四 基点一三から二〇度三分〇五秒二五・六メートルの点
- 一五 基点一四から二〇度二分〇九秒五七・〇メートルの点
- 一六 基点一五から二六度三分二五秒四三・八メートルの点
- 一七 基点一六から二六度四分一四秒九八・一メートルの点
- 一八 基点一七から二六度五三分二九秒二〇一・七メートルの点

補助点

国土地籍簿	国土地籍簿	国土地籍簿	国土地籍簿
山口市	山口市	山口市	山口市
平成十八年五月十日から平成十九年十二月二十六日まで	平成十八年五月十日から平成十九年十月一日まで	平成十八年五月十日から平成十九年十月一日まで	平成十八年五月十日から平成十九年十月十六日まで
豊北町大字田耕の一部	徳地藤木の一部	秋穂東の一部	小郡上郷の一部

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称等

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十年四月四日

山口県知事 二井 関 成



- (一四三) 国土調査の成果の認証
- 一の一 基点一から一七一度四〇分五九秒六二・五メートルの点
  - 一の二 基点三から一八六度五四分二〇秒六二・九メートルの点
  - 一の三 基点四から一四二度〇六分四三秒五〇・七メートルの点
  - 一の四 基点五から一四九度〇〇分三三秒五五・六メートルの点
  - 一の五 基点六から一五六度〇八分一〇秒四九・六メートルの点
  - 一の六 基点一〇から一五〇度四九分一一秒五〇・七メートルの点
  - 一の七 基点一三から一五五度三九分三〇秒六二・〇メートルの点
  - 一の八 基点一六から一〇五度一分一六秒六七・六メートルの点
  - 一の九 基点一六から一四度五七分一〇秒八一・一メートルの点
  - 一の十 基点一七から二七度一分三三秒八三・四メートルの点
  - 一の十一 基点一七から一五六度四七分二二秒五四・九メートルの点
  - 一の十二 基点一八から二六度一九分〇四秒三三・七メートルの点
- 注 方位は、真方位とする。

岩 国 市	平成十七年五月十二日から平成十九年三月二十七日まで	岩国市地籍簿	錦町須川の一部
" "	平成十八年五月十日から平成十九年十月二十九日まで	" "	仁保下郷の一部
" "	平成十八年五月十日から平成十九年十月十八日まで	" "	江崎及び深溝の各一部

二 認証年月日

平成二十年四月四日

(一四四) 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療を担当させる医療機関を次のとおり指定しました。

平成二十年四月四日

名 称	所 在 地	山口県知事	二井 関 成
山口大学医学部附属病院	宇部市南小串一丁目一番一〇号	育成医療及び更生医療	平成一九、四、一
宇部興産株式会社中央病院	大字西岐波七五〇	"	"
医療法人仁心会南園クリニック	昭和町一丁目一番一五号	更生医療	"
医療法人聖比留会厚南セントヒル病院	大字妻崎開作一〇	育成医療及び更生医療	"
医療法人聖比留会セントヒル病院	大字西岐波一四六	"	"
済生会山口総合病院	山口市緑町二番一〇号	"	"
総合病院山口赤十字病院	八幡馬場五三の一	"	"
医療法人社団向陽会阿知須同仁病院	阿知須四二四の一	"	"
山口県立総合医療センター	防府市大字大崎七七	"	"
独立行政法人国立病院機構岩国医療センター	岩国市黒磯町二丁目五番一〇号	"	"

Table with 10 columns listing various medical facilities, their locations, and administrative codes. Includes entries like '医療法人光風会岩国中央病院', '山口県厚生農業協同組合連合会周東総合病院', etc.

- 高塚薬局
有限会社美川薬局
みすみ薬局
よしず薬局
磯部薬局
大内薬局
きらきら薬局
桜木調剤薬局
ニコニコ薬局
まちだ薬局
有限会社水上薬局
第一薬局靴町店
みき薬局小野田店
溝上薬局
仁心会訪問看護ステーション和み
訪問看護ステーションアクティブ大内
訪問看護ステーションハローナース山口
訪問看護ステーションアイリス
下松市南花岡七丁目一番五号
岩国市美川町南桑二四〇九の二
長門市三隅下一三六二の一
仙崎二八三の四
周南市大字櫛ヶ浜一一九
大内町八番四号
大字久米三一九九の二二
桜木二丁目二番六号
新清光台二丁目一〇番一〇号
花島町四番五号
新町二丁目九の三
糴町二丁目二三
山陽小野田市大字東高泊一三七五の九
中川一丁目八番三九号
宇部市寿町三丁目一番六一二号
山口市大内矢田三九五の二
黒川三三八〇
岩国市錦見七丁目一六番一号

(一四五) 大規模小売店舗立地法第六條第五項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

平成二十年四月四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コサキショッピングプラザ

所在地 長門市東深川一三八六の一

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

一、〇八四平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

八七九平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成二十年四月四日

(二四六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年十一月二十日山口県公告(五六三)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年四月四日から同年五月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年四月四日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ柳井新庄店

所在地 柳井市新庄四四の五

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二四七) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十年四月四日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住所

宇部市瓜生野土地改良 区 理事 梶山 賢司 宇部市大字瓜生野六七四

岩崎 孝男 " " 六九四の二

沖原 達人 " " 一七六

山縣 利雄 " " 大字車地二三

中村 啄牧 " " 一八三

有田 誠治 " " 大字瓜生野四三四

中村 静男 " " 四二五

二 退任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住所

宇部市瓜生野土地改良 区 理事 内藤 環 宇部市大字瓜生野六四九の一

原田 恒男 " " 一四二

山縣 利雄 " " 大字車地二三

林 信義 " " 六四七

目 昭典 " " 大字瓜生野六七一

有田 誠治 " " 四三四

中村 静男 " " 四二五

(二四八) 県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第三換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第三換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十年四月四日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第三換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年四月七日から同月二十八日まで



三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

(二四九) 下関都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年四月四日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画道路三・四・二十伊倉有富線

下関都市計画道路三・四・二十一形山延行線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二五〇) 下関都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年四月四日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画公園二・二・一御裳川児童公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月四日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則(昭和六十年山口県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一山口県秋吉台少年自然の家の中「美祢郡美東町大字赤」を「美祢市美東町赤」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月四日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第六号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則(昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表二の項四三五号に関する部分中「美祢郡美東町大字綾木」を「美祢市美東町綾木」に、「同町大字大田」を「同市美東町大田」に、「美祢郡秋芳町大字岩永下郷」を「美祢市秋芳町岩永下郷」に、「美祢市」を「同市」に改め、同項四九〇号に関する部分中「美祢郡美東町大字真名」を「美祢市美東町真名」に、「美祢郡美東町大字綾木」を「美祢市美東町綾木」に、「同大字」を「同市美東町綾木」に、「美祢郡美東町大字大田」を「美祢市美東町大田」に、「同町大字絵堂」を「同市美東町絵堂」に改め、同

表三の項小郡二隅線に関する部分中「美祿郡美東町大字真名」を「美祿市美東町真名」に、「同町大字綾木」を「同市美東町綾木」に改め、同項美東秋芳西寺線に関する部分中「美祿郡美東町大字真名」を「美祿市美東町真名」に、「同郡秋芳町大字岩永下郷」を「同市秋芳町岩永下郷」に改め、同項湯の口美祿線に関する部分中「美祿郡秋芳町大字岩永下郷」を「美祿市秋芳町岩永下郷」に、「同大字」を「同市秋芳町岩永下郷」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県公安委員会告示第九号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十年四月四日

山口県公安委員会

表山口県美祿警察署の部美東交番の項を次のように改める。

美東交番	美祿市美東町大田	美祿市のうち美東町大田、美東町長登
------	----------	-------------------

表山口県美祿警察署の部赤郷警察官駐在所の項から岩永警察官駐在所の項までを次のように改める。

赤郷警察官駐在所	美祿市美東町赤	美祿市のうち美東町赤、美東町絵堂
綾木警察官駐在所	美祿市美東町綾木	美祿市美東町綾木
真名警察官駐在所	美祿市美東町真名	美祿市のうち美東町長田、美東町真名、美東町小野
嘉万警察官駐在所	美祿市秋芳町嘉万	美祿市のうち秋芳町青景、秋芳町嘉万
別府警察官駐在所	美祿市秋芳町別府	美祿市秋芳町別府
秋吉警察官駐在所	美祿市秋芳町秋吉	美祿市秋芳町秋吉

岩永警察官駐在所 美祿市秋芳町岩永下郷 美祿市のうち秋芳町岩永本郷、秋芳町岩永下郷

争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口県厚生農業協同組合連合会労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十年四月四日

山口県知事 二井 関成

一 事件

- (一) 一時金の要求に関する件
- (二) 賃金引上げの要求に関する件
- (三) 諸手当の改善の要求に関する件
- (四) 増員の要求に関する件
- (五) 労働条件の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十年四月八日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

周東総合病院、小郡第一総合病院又は長門総合病院において山口県厚生農業協同組合連合会労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

正 誤

昭和五十八年三月十九日山口県規則第八号（生活保護法施行細則）

ページ	段	箇所	誤	正
-----	---	----	---	---

平成十九年十二月二十八日山口県選挙管理委員会告示第九十五号(政治団体の名称等)

一六	ページ
上	段
表中	箇所
瀧口尊介	誤
瀧口尊助	正

一五	下
様式中	
取定投票	
取定投票	

平成二十年四月四日印刷  
平成二十年四月四日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）